

## 令和3年度第2回碧南市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和3年11月22日（月）  
午後1時30分～  
場 所 碧南市役所 2階 会議室1

1 あいさつ

2 会議録署名者の指名

3 市長からの諮問について  
(資料1：諮問書)

4 議題

令和4年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて

(資料2：令和4年度碧南市国民健康保険税の税率の見直しについて)

(参考資料1：本市の状況)

(参考資料2：令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定について)

5 その他

令和3年度 碧南市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員	氏名	所属	備考
被保険者代表委員	さかきばら よしたろう 榊原 由太郎	公募	
	たかまつ よしみ 高松 好美	公募	
	つばもと みきお 鏑本 幹夫	新川地区在住	
	こざわ ただつぐ 小澤 只嗣	旭地区在住	
	すぎうら みつお 杉浦 三雄	西端地区在住	
療養機関代表委員	いくた ゆずる 生田 譲	碧南市医師会	
	おさだ かずひさ 長田 和久	碧南市医師会	
	もぎ ひとし 茂木 仁志	碧南市医師会	
	さいとう ひでのぶ 齋藤 英延	碧南歯科医師会	
	かたかべ ゆうき 片伯部 裕樹	碧南市薬剤師会	
公益代表委員	みしま たかじ 三島 孝二	あいち中央農協	職務代理
	かわはら こうじ 河原 厚司	民生委員児童委員協議会	会長
	つちかわ としゆき 土川 俊幸	老人クラブ連合会	
	すだ すいこ 須田 翠子	女性団体連絡協議会	
	すぎうら せいたろう 杉浦 晴太郎	碧南青年会議所	

【敬称略】

3 碧国第 109 号  
令和 3 年 11 月 22 日

碧南市国民健康保険運営協議会  
会 長 河 原 厚 司 様

碧南市長 禰 宜 田 政 信

碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて（諮問）

碧南市国民健康保険条例第 2 条の規定により、令和 4 年度碧南市国民健康保険税の税率等の見直しについて、貴協議会の意見を求めます。

## 令和4年度碧南市国民健康保険税の税率の見直しについて

## 1 国民健康保険特別会計の状況

## (1) 実質単年度収支（決算）

\* 実質単年度収支 = 単年度収支 - 前年度繰越金 - 基金繰入金 + 基金積立金

単位：円

決算年度	実質単年度収支額	被保険者一人当り	内訳			
			単年度収支額	前年度からの繰越金	基金繰入金	基金積立金
H30	△184,512,466	△12,871	79,013,240	688,525,895	0	425,000,189
R元	△121,900,366	△8,800	106,821,858	79,013,240	150,419,000	710,016
R2	△57,306,188	△4,141	64,890,089	106,821,858	15,836,000	461,581

\* 通常、基金積立金は基金利子を積み立てるが、H30の基金積立金425,000,189円(利子189円含む)は、H29からの繰越金が688,525千円となったため基金に積立たもの

## (2) 基金保有額（決算）

(年度末)

決算年度	基金保有額（円）
H30	425,180,383
R元	275,471,399
R2	260,096,980

## (3) 令和3年度予算の状況（12月補正後（見込み））

- ・ 基金残 96千円余（令和3年度基金繰入額 260,000千円）
- ・ 一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入金 53,122千円

今後この状況が続けば、愛知県国民健康保険運営方針における赤字市町村になる。

## 2 国民健康保険の財政運営がひっ迫した主な理由

## (1) 国保事業費納付金の激変緩和措置の対象外となったことに伴う納付金の増

平成30年度から都道府県が国保財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付する一方、市町村は都道府県が決定した国保事業費納付金を納付する仕組みとなった。ただし、制度改正前の平成28年度と比べ、納付金が一定割合以上増加する市町村には、最長令和5年度まで激変緩和措置があるが、本市は令和3年度以降、激変緩和措置の対象外となったため、納付金が増加した。

年度	激変緩和前納付金額（円）	激変緩和額（円）	激変緩和後納付金額（円）	前年度比（円）
H30	2,050,589,657	47,893,798	2,002,695,859	—
R元	2,109,569,216	126,608,970	1,982,960,246	△19,735,613（△0.99%）
R2	2,001,258,401	93,706,150	1,907,552,251	△75,407,995（△3.8%）
R3	2,038,429,115	0	2,038,429,115	130,876,864（+6.9%）

## (2) 標準保険料率と本市の税率との乖離拡大

制度改正以降、都道府県は、納付金の額を決定、その額から市町村の標準保険料率を算出し、市町村では、標準保険料率を参考に税率を定めることとなった。

本市では、激変緩和措置の影響などにより納付金、標準保険料率は上昇傾向にあるが、被保険者の保険税の負担緩和を図るため、基金を活用することで、税率を据え置き、財源不足を補ってきた。その結果、本市の税率は、標準保険料率と大きく乖離したものとなっており、納付金の財源が不足している。

○税率と令和3年度標準保険料率との乖離による影響額 2億9,400万円

(令和3年度課税データ(9月末)で積算)

区 分		標準保険料率	現行	乖離
基礎課税額 (医療分)	所得割	6.26 %	5.60 %	0.66 %
	均等割	25,622 円	24,400 円	1,222 円
	平等割	17,827 円	17,500 円	327 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.52 %	1.80 %	0.72 %
	均等割	10,065 円	9,300 円	765 円
	平等割	7,003 円	6,500 円	503 円
介護納付金 課税額	所得割	2.51 %	1.20 %	1.31 %
	均等割	12,673 円	8,400 円	4,273 円
	平等割	6,475 円	4,300 円	2,175 円
合計	所得割	11.29 %	8.6 %	2.69 %
	均等割	48,360 円	42,100 円	6,260 円
	平等割	31,305 円	28,300 円	3,005 円

## (3) 令和3年度当初予算における基金の繰入

前年からの新型コロナウイルス感染症の影響により保険税の減収、令和3年度から納付金の激変緩和措置対象外となったことから、基金残のほぼ全額を繰り入れざるを得ない状況となった。

## 3 税率改正(案)

### (1) 方針

市の税率を急激に引き上げると被保険者の負担が激増するため、一般会計から法定外繰入金、基金等を活用した市独自の激変緩和措置を実施し、市の税率と直近の標準保険料率との乖離を令和4年度から5か年かけて段階的になくすこととする。

### (2) 令和4年度税率改正

次のとおり、市の税率と令和3年度標準保険料率との乖離分の5分の1を引き上げる。

区 分		改正案	現行	引上げ幅
基礎課税額 (医療分)	所得割	5.7 %	5.6 %	0.1 %
	均等割	24,600 円	24,400 円	200 円
	平等割	17,600 円	17,500 円	100 円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	1.9 %	1.8 %	0.1 %
	均等割	9,500 円	9,300 円	200 円
	平等割	6,600 円	6,500 円	100 円
介護納付金 課税額	所得割	1.5 %	1.2 %	0.3 %
	均等割	9,300 円	8,400 円	900 円
	平等割	4,800 円	4,300 円	500 円
合計	所得割	9.1 %	8.6 %	0.5 %
	均等割	43,400 円	42,100 円	1,300 円
	平等割	29,000 円	28,300 円	700 円

\*介護納付金課税額は、40歳から64歳までの被保険者がいる世帯が対象

#### 4 令和4年度税率改正による影響額

##### (1) 本市における保険税の影響額

53,000千円増（令和3年度賦課限度額を考慮）

##### (2) 被保険者世帯における影響額

###### ア モデル世帯

【課税所得140万円、被保険者2人（内1人は年齢40～64歳）】

年9,400円増（現行：224,500円）

###### イ 低所得世帯

【被保険者2人（内1人は年齢40～64歳）】

(ア) 7割軽減（均等割額・平等割）世帯 【平均課税所得 0円】

年700円増（現行：31,200円）

\*減免対象世帯（下記）は、年500円増（現行：21,800円）

(イ) 5割軽減（均等割額・平等割）世帯 【平均課税所得 27.7万円】

年2,500円増（現行：75,800円）

(ウ) 2割軽減（均等割額・平等割）世帯 【平均課税所得 63.7万円】

年5,100円増（現行：138,000円）

参考1：均等割額、平等割額の軽減（令和2年度決算）

区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減	計
軽減世帯数	1,938	1,216	1,062	4,216
全世帯(8,369世帯)に占める割合	23.2%	14.5%	12.7%	50.4%

参考 2 : 本市における低所得世帯減免制度

ア 減免理由 世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等が 0 円の場合

イ 減免額 (均等割額 (軽減世帯は軽減後の額) + 平等割額 (同) )

×10 分の 3

ウ 実績 (令和 2 年度) 9 9 4 世帯 (全世界帯に占める割合 : 11.9%)

## 本市の状況

### 1 直近の税率と標準保険料率との乖離 【課税別（医療分、後期分、介護分）】

#### (1) 税率及び引上げ率

年度	医療分			後期分			介護分		
	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円
29	5.10 (0.30)	26,600 (2,000)	23,300 (2,000)	1.40	5,400	4,800	1.10	7,800	4,800
30	5.60 (0.50)	24,400 (△2,200)	17,500 (△5,800)	1.80 (0.40)	9,300 (3,900)	6,500 (1,700)	1.20 (0.10)	8,400 (600)	4,300 (△500)

\* 29年度は制度改正前。資産割が廃止となったため、固定資産を有していない被保険者を前提に記載  
 \* ( ) は、引上げ率

#### (2) 標準保険料率の推移

年度	医療分			後期分			介護分		
	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円
30	6.00	23,926	17,036	2.31	9,170	6,529	1.93	10,052	4,848
元	6.21 (+0.21)	25,187 (+1,261)	17,885 (+849)	2.29 (△0.02)	9,194 (+24)	6,529 (0)	2.00 (+0.07)	10,424 (+372)	4,949 (+101)
2	6.07 (△0.14)	24,880 (△307)	17,345 (△540)	2.33 (+0.04)	9,394 (+200)	6,549 (+20)	2.14 (+0.14)	11,005 (+581)	5,598 (+649)
3	6.26 (+0.19)	25,622 (+742)	17,827 (+482)	2.52 (+0.19)	10,065 (+671)	7,003 (+454)	2.51 (+0.37)	12,673 (+1,668)	6,475 (+877)

\* 激変緩和措置後の標準保険料率。ただし、令和3年度は激変緩和措置対象外となった。  
 \* ( ) は前年度比

#### (3) 年度別 標準保険料率との乖離

年度	医療分			後期分			介護分		
	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円	所得割%	均等割円	平等割円
30	0.40	△474	△464	0.51	△130	29	0.73	1,652	548
元	0.61	787	385	0.49	△106	29	0.80	2,024	649
2	0.47	480	△155	0.53	94	49	0.94	2,605	1,298
3	0.66	1,222	327	0.72	765	503	1.31	4,273	2,175

\* 乖離は、税率と激変緩和措置後の標準保険料率との差（△は税率が標準保険料率を上回る場合）  
 ただし、令和3年度は激変緩和措置対象外となった。



## 2 直近の税率と標準保険料率との乖離 【全体】

### (1) 税率及び引上げ率

年度	所得割%	均等割円	平等割円
29	7.60 (0.30)	39,800	32,900
30	8.60 (1.0)	42,100 (2,300)	28,300 (△4,600)

\* 29年度は制度改正前。資産割が廃止となったため、固定資産を有していない被保険者を前提に記載

\* ( ) は、引上げ率

### (2) 年度別 標準保険料率との乖離

年度	所得割%	均等割円	平等割円
30	1.64	1,048	113
元	1.90	2,705	1,063
2	1.94	3,179	1,192
3	2.69	6,260	3,005

## 近隣市との比較

### 1 世帯数、被保険者の状況（2年度末）

	世帯数	被保険者数	一世帯当たり 被保険者数
碧南	8,369	13,839人	1.7人
岡崎	45,305	70,972人	1.6人
刈谷	15,647	24,419人	1.6人
豊田	47,486	75,127人	1.6人
安城	20,508	33,220人	1.6人
西尾	21,086	35,510人	1.7人
知立	7,553	11,483人	1.5人
高浜	4,807	7,627人	1.6人
みよし	5,574	8,917人	1.6人

### 2 令和2年度決算

(単位：千円)

	実質単年度 収支額	内訳			
		単年度 収支額	前年度からの 繰越金	基金繰入金	基金積立金
碧南	△57,306	64,890	106,821	15,836	461
岡崎	108,569	234,489	27,345	100,000	1,425
刈谷	△198,181	920,388	1,118,854	0	335
豊田	342,789	584,779	100,222	1,070,122	928,354
安城	10,814	1,558,596	1,548,590	0	808
西尾	13,971	515,935	402,552	100,000	588
知立	16,271	57,498	42,444	40,000	41,217
高浜	21,484	59,573	63,529	0	25,440
みよし	17,259	156,884	125,952	130,000	116,327

\*実質単年度収支＝単年度収支－前年度繰越金－基金繰入金＋基金積立金

### 3 被保険者一人当たりの実質単年度収支と基金保有額（令和2年度決算）

	実質単年度収支 (被保険者一人当たり)	基金保有額 (被保険者一人当たり)
碧南	△4,141円	18,794円
岡崎	1,529円	9,519円
刈谷	△8,127円	11,050円
豊田	4,563円	26,167円
安城	325円	7,664円
西尾	394円	20,080円
知立	1,417円	39,744円
高浜	2,816円	43,007円
みよし	1,935円	37,410円

#### 4 被保険者一人当たりの納付金額

##### (1) 被保険者一人当たりの納付金額（令和3年度）

	納付金（一般分）	一人当たり納付金（順位）
碧南	2,038,334,212円	146,149円 ②
岡崎	9,618,740,361円	136,574円 ⑧
刈谷	3,462,475,371円	145,043円 ③
豊田	10,397,471,455円	141,264円 ④
安城	4,542,843,600円	136,479円 ⑨
西尾	4,924,143,006円	138,288円 ⑥
知立	1,606,638,697円	140,281円 ⑤
高浜	1,047,173,911円	137,190円 ⑦
みよし	1,319,706,971円	149,086円 ①

\*一人当たり納付金は、県発表の3年度被保険者推計で算出。

##### (2) 納付金・標準保険料 算定データ（令和3年度）

	一人当たり所得金額 (H30～R2 3年平均)			医療費指数 (全国平均1)		
	所得金額 (円)	9市 順位	県内 順位	指数	9市 順位	県内 順位
碧南	806,208	⑤	⑪	0.8833	②	⑳
岡崎	768,807	⑧	⑰	0.8552	⑥	㉔
刈谷	848,229	①	④	0.8737	③	㉘
豊田	819,701	④	⑦	0.8608	⑤	㉚
安城	820,110	③	⑥	0.8016	⑨	53
西尾	801,637	⑥	⑬	0.8255	⑧	52
知立	773,394	⑦	⑯	0.8718	④	㉙
高浜	752,963	⑨	㉑	0.8532	⑦	㉕
みよし	823,045	②	⑤	0.9259	①	⑧

#### 5 令和3年度 税率等と標準保険料率との乖離

##### (1) 各市税率と標準保険料率【全体】

	現行税率			標準保険料率		
	所得割%	均等割円	平等割円	所得割	均等割	平等割
碧南	8.60	42,100	28,300	11.29	48,360	31,305
岡崎	10.12	41,940	42,420	10.69	45,900	29,615
刈谷	8.80	40,800	27,600	10.73	45,939	29,745
豊田	8.76	42,300	34,300	10.96	46,967	30,398
安城	9.50	40,910	26,280	9.50	40,925	26,285
西尾	9.43	38,500	31,800	10.83	46,519	30,021
知立	9.84	43,900	28,700	10.41	44,644	28,899
高浜	9.51	51,600	38,600	10.51	45,032	29,180
みよし	8.93	42,100	29,900	11.20	48,007	31,090

## (2) 各市税率と標準保険料率との乖離【全体】

	乖離			乖離率		
	所得割%	均等割円	平等割円	所得割	均等割	平等割
碧南	2.69	6,260	3,005	23.9%	12.9%	9.6%
岡崎	0.57	3,960	△12,805	5.3%	8.6%	△43.2%
刈谷	1.93	5,139	2,145	18.0%	11.2%	7.2%
豊田	2.20	4,667	△3,902	20.1%	9.9%	△12.8%
安城	標準保険料率に同じ			標準保険料率に同じ		
西尾	1.40	8,019	△1,779	12.9%	17.2%	△5.9%
知立	0.57	744	199	5.5%	1.7%	0.7%
高浜	1.00	△6,568	△9,420	9.5%	△14.6%	△32.3%
みよし	2.27	5,907	1,190	20.3%	12.3%	3.8%

\*乖離は、各市税率等と標準保険料率との差（△は税率が標準保険料率を上回る場合）

\*乖離率は、標準保険料率に占める乖離の割合

## 6 近隣市の改正状況

## (1) 引上げ率等

	29年度	税率の引き上げ			
		30年度	元年度	2年度	3年度
碧南	所得割 7.60 % 資産割 16.00 % 均等割 39,800 円 平等割 32,900 円	1.00 % — 2,300 円 △4,600 円	改正なし	改正なし	改正なし 【激変緩和なし】
岡崎	所得割 10.01 % 均等割 41,650 円 平等割 43,860 円	△0.04 % 20 円 △370 円	△0.12 % 370 円 230 円 【激変緩和なし】	0.07 % 450 円 △230 円	0.2 % △550 円 △1,070 円
刈谷	所得割 8.80 % 均等割 40,800 円 平等割 27,600 円	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし 【激変緩和なし】
豊田	所得割 7.90 % 均等割 42,600 円 平等割 34,500 円	改正なし	0.31 % △300 円 △200 円	0.27 %	0.28 % 【激変緩和なし】
安城	所得割 7.30 % 資産割 18.00 % 均等割 42,000 円 平等割 32,500 円	2.25 % — △1,680 円 △6,040 円 【標準保険料 と一致】	△0.36 % — △1,090 円 △760 円	0.09 % — 670 円 200 円 【激変緩和なし】	0.22 % — 1,010 円 380 円
西尾	所得割 8.40 % 資産割 27.70 % 均等割 34,000 円 平等割 31,200 円	1.03 % — 4,500 円 600 円	改正なし 【激変緩和なし】	改正なし	改正なし

	29年度	税率の引き上げ			
		30年度	元年度	2年度	3年度
知立	所得割 8.60 % 均等割 39,000 円 平等割 33,000 円	0.9 % 3,300 円 △5,400 円	0.34 % 1,600 円 1,100 円	改正なし	改正なし 【激変緩和なし】
高浜	所得割 9.40 % 資産割 25.00 % 均等割 41,300 円 平等割 37,200 円	0.11 % — 10,300 円 1,400 円	改正なし 【激変緩和なし】	改正なし	改正なし
みよし	所得割 7.58 % 均等割 39,700 円 平等割 29,900 円	0.48 % 800 円 0 円	0.42 % 700 円 0 円	0.45 % 900 円 0 円	改正なし 【激変緩和なし】

\*△引下げ率・額

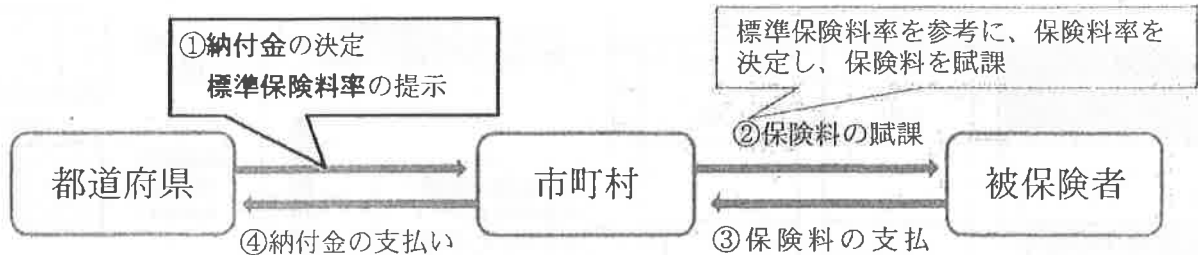
## 7 近隣市の低所得世帯に対する保険税の減免

	減免理由	減免額
碧南	世帯主及び同世帯被保険者の前年中の総所得金額等が0円の場合	均等割額（軽減世帯は軽減後の額）＋平等割額（同）} ×10分の3
岡崎	保険料の納付が困難で、市民税非課税世帯で、本年中の所得金額についても前年並みであることが見込まれる場合	均等割額、平等割額のそれぞれ2分の1
刈谷	—	
豊田	—	
安城	—	
西尾	均等割、平等割のみを課税される場合	均等割額、平等割額の100分の12
知立	—	
高浜	—	
みよし	—	

## 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

### 1 納付金等の概要

- 平成30年度に行われた国民健康保険の制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなり、納付金及び標準保険料率を算定し、市町村ごとに示している。



### 2 市町村ごとの納付金・標準保険料率の算定の考え方

#### (1) 納付金・標準保険料率の算定の流れ

##### ○ 県全体の納付金算定基礎額の算定

納付金算定基礎額 = 県全体の保険給付費（医療費）等 - 公費等

- ・ 保険給付費（医療費） ⇒ 被保険者数 × 1人当たり医療費
- ・ 後期高齢者支援金 ⇒ (被保険者数 × 国が示す1人当たり後期高齢者支援金負担見込額 × 国が示す後期高齢者支援金調整率) - 前々年度精算額
- ・ 介護納付金 ⇒ (介護2号被保険者数 × 国が示す1人当たり介護納付金負担見込額) - 前々年度精算額

##### ○ 市町村ごとの納付金按分

- 各市町村の被保険者数・所得総額の県全体に対するシェアにより按分
- 各市町村の医療費水準により調整
- 市町村ごとに高額医療費負担金等の公費を加減算

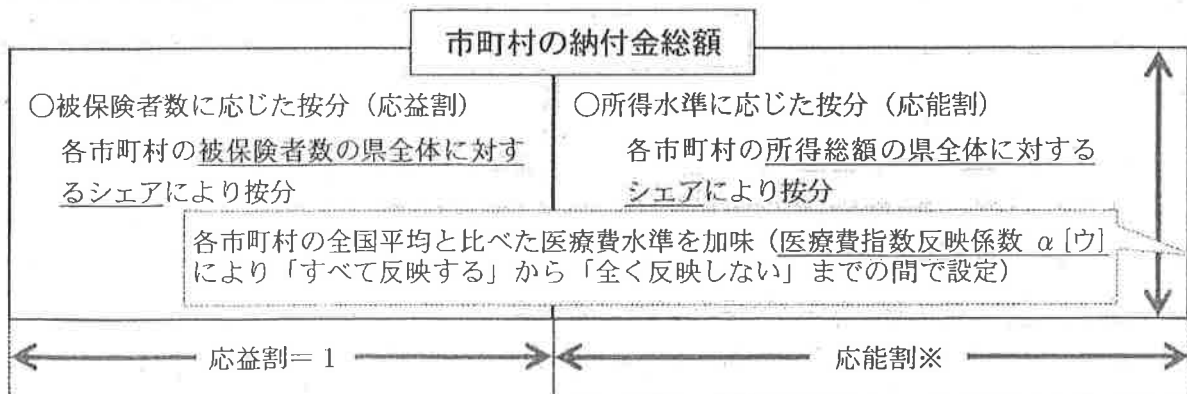
##### ○ 標準保険料率の算定

- 市町村に交付される公費を減算
- 保健事業など保険料で賄う給付等を加算
- 標準的な収納率を加味

##### ○ 激変緩和

制度改革前の平成28年度と比べ、納付金が一定割合以上に増加しないよう措置

#### 【市町村ごとの納付金の按分方法】



※ 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに国が示す本県の所得係数  $\beta$  [エ] (約1.2程度) を原則とするが、激変緩和の観点から他の数値の設定も可能

